

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第9号

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(有害薬品等取扱手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(支給額の減額)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 夜間中学業務手当</u></p> <p>(有害薬品等取扱手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(夜間中学業務手当)</u></p> <p>第9条 <u>夜間中学業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p><u>(1) 夜間授業を行う中学校（以下「夜間中学」という。）に勤務する校長又は教頭が、本務として夜間中学に係る業務に従事したとき。</u></p> <p><u>(2) 夜間中学に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（常時勤務の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に限る。）が、本務として夜間中学に係る業務に従事したとき。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に掲げる場合 870円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる場合 1,000円</u></p> <p>(支給額の減額)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p>

第10条 (略)

第11条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第9条第1項第2号の規定を適用する。